

## 岡山県産日本酒世界進出支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 岡山県産日本酒世界進出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「清酒製造業者」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項に基づき酒類の製造免許を受け、清酒を製造する事業者であり、岡山県内に本社又は主な事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主をいう。

### (目的)

第3条 知事は、岡山県産日本酒の海外販路の維持・拡大を図るため、清酒製造業者が販路拡大に向けた取組に要する経費に対し、本補助金を予算の範囲内において交付する。

### (補助事業、補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助率及び補助金額、補助限度額は別表第1に定めるところによる。

2 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に定めるところによる。

3 本要綱に基づく旅費の額の算定は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及びこれに基づく関係規程の趣旨に準拠し、社会通念上相当な範囲で行うものとする。

### (補助対象者)

第5条 補助対象者は、清酒製造業者であって、別表第3の要件を満たすものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。ただし、予算額の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合がある。

2 申請者は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)と補助上限額のいずれか低い額とする。

3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

(補助事業の経費の配分、内容の変更)

第9条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、変更承認通知書(様式第4号)により、その承認を受けなければならない。

- 一 補助事業に要する経費を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更は除く。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的に影響を及ぼさない範囲で事業計画の軽微な変更は除く。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業の中止及び廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、事故報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第15条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- (5) 本補助金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明した場合
- (6) 上記の他、知事が適当と認める場合

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に係る経理)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の報告等)

第20条 補助事業者は、海外での売上高の状況や海外市場への輸出状況等に関して県が行う調査に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 本交付要綱で定めるもののほか、補助金の交付及び補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 本交付要綱は、令和8年4月7日から施行する。ただし、令和8年度における第4条第2項に規定する補助対象経費は、令和8年4月7日から2月10日までの期間に同条第1項に規定する補助事業が実施され、かつ当該期間内に納品、支払等が完了したものに限る。

別表第1 補助事業、補助率等（第4条第1項関係）

補助事業	補助率及び補助金額	補助限度額
海外展示会等への出展	補助率 2分の1以内  補助対象経費 補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満の端数切捨）	補助限度額 300千円
国際コンペティションへの出品		
テストマーケティングの実施		
その他の事業で知事が必要と認めるもの		

別表第2 補助対象経費（第4条第2項関係）

区分	補助対象経費の内容
海外渡航費	海外展示会等出展料の負担を伴う役職員の出張に係る旅費のうち航空賃及び宿泊費（2名を上限とする。）
展示会等出展費	海外展示会等への出展料（会場使用料）、什器費、会場装飾費、展示物等輸送費（倉庫保管料及び保険料を含む。）
国際コンペティション出品経費	国際コンペティションへの出品料、輸送料
広報費	展示会等への出展に係るパンフレット・チラシ等作成費 デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費
通訳・翻訳費	事業の実施に必要な通訳費、上記広報に係る翻訳費
委託・外注費	テストマーケティングなど自ら実行することが困難な業務に係る委託・外注費
その他の経費	上記に該当しない経費であって、事業を実施する上で必要と認められるもの（対象の可否を事前に県に確認したものに限る。）
<p>1 第6条第1項の規定により補助金の交付申請を行う年度の4月1日から2月10日までの期間内に実施され、かつ当該期間内に納品、支払等が完了した経費に限る。</p> <p>2 本事業に係る経費として明確に区分できるものであり、請求書、領収書、契約書その他支出内容及び金額を確認できる書類により確認できるものに限る。</p>	

別表第3 補助対象者（第5条関係）

補助対象者の要件

(1) 次の基準を満たす清酒を製造する事業者であること。

- ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること。
- ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ①役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ②役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
- ③役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ④暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
- ⑤①から③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等